

令和5年度 定期総会資料

日 時 令和5年6月11日（日）13：00～16：00
会 場 栃木県教育会館 大ホール

栃木県PTA連合会

令和5年度 定期総会次第

12時00分 受付 13時00分 開会

- 1 開会のことば
- 2 国歌・PTAの歌 斉唱
- 3 「とちぎの子ども育成憲章」「いい親の日」宣言の唱和
- 4 会長あいさつ
- 5 来賓祝辞
- 6 来賓紹介
- 7 表彰
「第71回栃木県PTA広報紙コンクール」
- 8 研究PTA発表
学校と家庭におけるICT機器の効果的な活用に向けて
～ICT機器の利用と基本的生活習慣の確立～
那珂川町立馬頭中学校PTA
- 9 議長団選出
- 10 議 事
 - (1) 令和4年度基本方針・活動目標・活動報告・事業報告
 - (2) 令和4年度収支決算・監査報告
 - (3) 令和5年度活動方針・基本方針・活動目標・活動計画・事業計画（案）
 - (4) 令和5年度収支予算（案）
 - (5) 「栃木県PTA連合会会則」「栃木県PTA連合会会則施行規則」改正（案）
 - (6) 令和5年度役員・委員（案）
 - (7) その他
- 11 研究PTA・退任者への感謝状贈呈
- 12 新旧役員代表あいさつ
- 13 閉会のことば

とちぎの子ども育成憲章

あす にな こ 明日を担う子どもたちが ゆめ きぼう も 夢と希望を持ち

こころゆた 豊か せいちよう 成長 けんみん ねが 県民すべての願いです

わたしたちは こ そだ せつきよくてき 子育てに積極的にかかわり

こ 子どもたちをみんなで育てていく けつい 決心 けんしょう せいてい 憲章を制定します

わたしたちは

1 こ 子どもたちひとりひとりを ほん 尊重 し いのち たいせつ 命を大切にします

1 こ 子どもたちとのかかわりを ふうか 深め おも 思いやりの こころ 心をはぐくみます

1 子どもたちとともに まな 学び よろこ 喜び はげ 励ましあい

しゃかい いちいん 社会の一員としての じかく 自覚 そだ 育てます

1 ひひとり 一人ひとりが こ 子どもたちの てほん 手本となるよう こうどう 行動します

1 とちぎの ゆた 豊かな しぜん 自然 でんとう 伝統 ぶんか 文化 まも 守り

こ 子どもたちに ひ 引き つ 継ぎます

「いい親の日」宣言

平成18年12月に改正された教育基本法に「子どもの第一義的責任は保護者にある」と記され、家庭教育力向上のためのさまざまな取り組みがなされております。

高度情報化、グローバル化、それに伴う価値観の多様化など、社会の変わりようは我々保護者の子どもに対する関わり方に大きな変化をもたらしており、私たちはこれらに対しさらなる奮起が求められております。

これまで私たち栃木県PTA連合会は親の学びの大切さを訴え続け、長年にわたり子育てセミナー等を通してその学びの拡充を図ってまいりました。

そこに一定の成果を残すものの、それを上回る速度でさまざまな問題が次々と発生しており、学校に任せきりの現状を打開することが喫緊の課題となっております。

ここに改めて教育責任の分担確認と保護者の資質向上のため、11月8日を「いい親の日」と制定いたします。また、毎月8日を「親の日」とし、下記の指針を示します。

- 一、 子どもを大切にします。
- 一、 家族団らんの時間を持ちます。
- 一、 おとな自ら規範を示します。
- 一、 正しい生活リズムをつくります。
- 一、 人の悪口を言いません。

◇ 第71回栃木県PTA連合会 PTA広報紙コンクール 入賞校一覧

	賞	学校名	広報紙名
小学校	最優秀賞	宇都宮市立雀宮東小学校	のみどり
	優秀賞	足利市立南小学校	あしなみ
		宇都宮市立城山西小学校	おらが学校
		宇都宮市立中央小学校	中央ザウルス
		宇都宮市立横川中央小学校	よこおう
		宇都宮市立瑞穂台小学校	PTAみずほ台
	審査員特別賞	佐野市立吾妻小学校	あずま野
義務教育学校・中学校	最優秀賞	宇都宮市立姿川中学校	まつかぜ
	優秀賞	宇都宮大学共同教育学部附属中学校	PTA新聞
		宇都宮市立宮の原中学校	みやの原
		宇都宮市立一条中学校	いちじょう

◇研究PTA感謝状

那須塩原市立関谷小学校PTA

◇退任感謝状

栃木県PTA連合会前副会長	北原 裕子	(大田原市)
栃木県PTA連合会前副会長	滝口 貴史	(那須烏山市)
栃木県PTA連合会前副会長	生田 敦	(校長会)
栃木県PTA連合会前副会長	大島 誠	(校長会)
栃木県PTA連合会前監事	柿沼麻梨子	(佐野市)
栃木県PTA連合会前監事	星野 貴	(校長会)

◇令和4年度日本PTA全国協議会長表彰

個人	前栃木県PTA連合会会長	金田 淳	(宇都宮市)
	前栃木県PTA連合会副会長	阿部 路代	(日光市)
	前栃木県PTA連合会副会長	阿部一己信	(小山市)
	前栃木県PTA連合会副会長	鈴木 直幸	(那須塩原市)

(順不同・敬称略)

第1号議案

令和4年度 基本方針・活動目標・活動及び事業報告

基本方針 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、学校教育の更なる充実のために支援する体制を確立する。

	活動目標	活動計画・事業計画	担 当	実施日等
1	・これまでの啓発事業を基礎にして各市町PTA連合会（協議会）が主体となって実践活動を推進する。	・各種事業の見直し、説明機会の創出	財務委員、理事	通年 定期総会 6/9 （栃木県教育会館）
2	・今までの業績を振り返り、新たな活動を推進する。 ・「早寝早起き朝ごはん」運動を通じて、家庭の教育力の向上を目指す。 ・「楽しい子育て全国キャンペーン・三行詩コンクール」募集を行う。	・子育てセミナー2022の開催 ・「いい親の日」の推進（11/8） ・三行詩の継続募集	教育課題委員、運営委員、情報委員 財務委員、理事 事務局 各市町PTA事務局	11/8 （栃木県教育会館） 随時 4～7月
3	・各市町PTA連合会（協議会）及び単位PTAと連携して児童・生徒の安全確保と有害環境の浄化に努める。	・各地区の実態調査の実施 ・会員への各種情報の提供	教育課題委員 事務局	随時
4	・研修の充実を図る。	・日本PTA全国大会参加 ・関東ブロック研究大会参加 ・研究発表会の開催 ・研究PTA委嘱	市町PTA、財務委員、 財務委員、事務局 教育課題委員 事務局	8/26～27 （山形県） 10/15～16 （山梨県）
5	・行政機関、地区PTA及び学校、教育関係諸団体との連携推進を図る。	・行政機関や学校、教育団体との連携 ・地区PTAとの情報交換会	財務委員、事務局 各地区PTA、財務委員	随時 随時
6	・人権教育の推進に努める。	・関連研修会への参加 促進並びに取りまとめ	財務委員、理事、 事務局	随時
7	・情報伝達機能の強化を図る。	・広報紙「とちぎPTA」発行 ・広報紙編集講習会 ・ホームページ更新	情報委員 情報委員 業者委託、事務局	随時 6/22 随時
8	・栃木県PTA活動補償制度の周知を図る。	・総会、理事会、広報紙等で説明	市町PTA、事務局	随時

令和4年度 栃木県PTA連合会 事業報告 前は午前 後は午後

月	日	曜	事業名	会場	時間
4	10	日	広報紙コンクール1次審査	栃木県教育会館（小会）	1日
	15	金	関東ブロックPTA協議会 会長会議	川崎市	
	17	日	県P連会計監査、P教振会計監査、財務委員会	栃木県教育会館（MR）	1日
5	12	木	「研究PTA」委嘱説明会	逆川小学校	
	15	日	広報紙コンクール2次審査、財務委員会	栃木県教育会館（小会）	1日
	29	日	役員選考委員会	栃木県教育会館（小会）	午前
			新旧理事会、P教振役員会	栃木県教育会館（小ホ）	1日
			新旧教育課題委員会、新旧情報委員会、新旧運営委員会		
6	9	木	栃木県PTA連合会定期総会	栃木県教育会館（大ホ中会）	1日
	20	月	関東ブロックPTA協議会 会長・事務局長合同会議	千葉市	
	21	火	日本PTA全国協議会 定時総会	ホテル東京ガーデンパレス	
	22	水	広報紙編集講習会	栃木県教育会館（小ホ中会）	1日
7	2	土	第1回情報委員会	栃木県教育会館（小会）	午前
	14	木	三行詩審査会	栃木県教育会館（小会）	
	30	土	第1回教育課題委員会、第1回運営委員会、第2回情報委員会 第1回財務委員会、第1回理事会	栃木県教育会館（小ホ）	1日
8	26	金	第70回日本PTA全国研究大会 山形大会 分科会	山形県各会場	
	27	土	同上 全体会	山形県各会場	
9	3	土	第3回情報委員会	栃木県教育会館（小会）	午前
	9		関東ブロックPTA協議会 会長会議	茨城県水戸市	
10	1	土	とちぎPTA新聞 第204号発行		
	15	土	第54回日本PTA関東ブロック研究大会 山梨大会 分科会	山梨県内7会場	
	16	日	同上 全体会	ステラシアター	
	23	日	第2回財務委員会、子育てセミナー合同委員会	栃木県教育会館（小ホ）	午前
			第2回教育課題委員会、第2回運営委員会、第4回情報委員会		午後
11	8	火	子育てセミナー2022	栃木県教育会館（大ホ小会）	1日
	18	金	日本PTA全国協議会 年次表彰式	ホテルニューオータニ	
	26	金	P教振役員会	栃木県教育会館（小ホ）	
12	3	土	第3回財務委員会、第2回理事会	栃木県教育会館（小ホ）	1日
			第3回教育課題委員会、第3回運営委員会、第5回情報委員会		
1	14	土	第6回情報委員会	栃木県教育会館（小会）	午前
	21	土	創立70周年記念式典	ライトキューブ宇都宮	
	27	金	関東ブロックPTA協議会 会長・事務局長合同会議		
2	4	土	P教振役員会	栃木県教育会館（小会）	午後
	25	土	第4回教育課題委員会	栃木県教育会館（中会）	1日
3	1	水	とちぎPTA新聞 第205号発行		
	11	土	P教振役員会	栃木県教育会館（小会）	午前
			第4回財務委員会	栃木県教育会館（小会）	午後
			日本PTA全国協議会 国際交流・国内研修事業派遣（3/25～29）	沖縄県渡嘉敷村	

☆栃木県PTA連合会創立70周年記念事業式典

☆研究PTA⇒令和4年度 塩谷南那須地区、那須地区、芳賀地区

☆地区情報交換会⇒上都賀地区、河内地区

☆国内研修事業派遣⇒大田原市P（男子） ※P教振：栃木県PTA教育振興会

1 常置委員会活動

(1) 教育課題委員会

期 日	内 容
4 年 5 月 2 9 日(日)	新旧教育課題委員会 令和 4 年度の組織・事業計画作成
7 月 3 0 日(土)	第 1 回教育課題委員会
1 0 月 2 3 日(日)	第 2 回教育課題委員会
1 2 月 3 日(土)	第 3 回教育課題委員会 「子育てセミナー 2 0 2 2」の反省、アンケート集計結果の考察
5 年 2 月 2 5 日(土)	第 4 回教育課題委員会
5 月 2 8 日(日)	新旧教育課題委員会 令和 5 年度の組織・事業計画作成

(2) 情報委員会

期 日	内 容
4 年 4 月 1 0 日(日)	広報紙コンクール 1 次審査会
5 月 1 5 日(日)	広報紙コンクール 2 次審査会
5 月 2 9 日(日)	新旧情報委員会 令和 4 年度の組織・事業計画作成
6 月 2 2 日(水)	広報紙編集講習会
7 月 2 日(土)	第 1 回情報委員会 とちぎ P T A 新聞第 2 0 4 号の紙面構成・編集作業
7 月 3 0 日(土)	第 2 回情報委員会
9 月 3 日(土)	第 3 回情報委員会
1 0 月 1 日(土)	とちぎ P T A 新聞第 2 0 4 号発行
1 0 月 2 3 日(日)	第 4 回情報委員会
1 2 月 3 日(土)	第 5 回情報委員会 「子育てセミナー 2 0 2 2」の反省、 とちぎ P T A 新聞第 2 0 5 号 の発行に向けて
5 年 1 月 1 4 日(土)	第 6 回情報委員会
3 月 1 日(水)	とちぎ P T A 新聞特別号 2 0 5 号発行
4 月 9 日(日)	広報紙コンクール 1 次審査会
5 月 1 4 日(日)	広報紙コンクール 2 次審査会
5 月 2 8 日(日)	新旧情報委員会 令和 5 年度の組織・事業計画作成

(3) 運営委員会

期 日	内 容
4 年 5 月 2 9 日(日)	新旧運営委員会 令和 4 年度の組織・事業計画作成
7 月 3 0 日(土)	第 1 回運営委員会
1 0 月 2 3 日(日)	第 2 回運営委員会
1 2 月 3 日(日)	第 3 回運営委員会 「子育てセミナー 2 0 2 2」の反省
5 年 5 月 2 8 日(日)	新旧運営委員会 令和 5 年度の組織・事業計画作成

2 特別委員会活動

(1) 財務委員会

期 日	内 容
4 年 4 月 1 7 日(日)	令和 3 年度会計監査 4 年度会計予算・組織・事業計画案作成
5 月 1 5 日(日)	4 年度会計予算・組織・事業計画案・70周年・収支検討・新役員
7 月 3 0 日(土)	第 1 回財務委員会
1 0 月 2 3 日(日)	第 2 回財務委員会
1 2 月 3 日(日)	第 3 回財務委員会
5 年 3 月 1 1 日(土)	第 4 回財務委員会 4 年度会計決算、令和 5 年度会計予算・組織・事業計画案検討
4 月 1 5 日(土)	4 年度会計監査、令和 5 年度会計予算・組織・事業計画案作成

3 助成事業

(1) 研究 P T A

令和 3・4 年度	塩谷・南那須地区	那珂川町立馬頭中学校 P T A
令和 3・4 年度	那須地区	那須塩原市立関谷小学校 P T A

(2) 令和 4 年度 P T A 指導者研修

地区	研 修 I		研 修 II	
	期日	会場	期日	会場
河 内	7 月 8 日(金)	田原コミュニティプラザ		
上都賀	7 月 7 日(水)	上都賀教育事務所		
芳 賀			2 月 4 日(土)	益子町民会館
下都賀	7 月 1 日(土)	小山市文化センター	1 0 月 1 3 日(木)	下野市南河内公民館
塩 谷 南那須	7 月 1 5 日(金)	高根沢町町民ホール		
那 須			6 月 1 7 日(金)	那須塩原市 GUNEI 三島ホール
安 足	7 月 1 5 日(金)	あしかがフラワーパーク 小ホール	1 1 月 1 7 日(木)	佐野市文化会館 201 会議室
			1 1 月 1 9 日(土)	あしかがフラワーパーク小 ホール

第2号議案

令和4年度決算
一般会計

決算額

収入額	18,220,927 円
支出額	16,418,870 円
差引残高	1,802,057 円

1 収入の部 単位:円(△印は減)

科 目		4年度予算	決算	比較増減	摘 要
1	会 費	6,485,000	6,488,300	3,300	50円×129,766人
2	補 助 金	200,000	200,000	0	栃木県補助金
3	助 成 金	5,000,000	1,500,000	△ 3,500,000	栃木県PTA教育振興会助成金
4	繰 入 金	3,600,000	7,100,000	3,500,000	特別会計より
5	繰 越 金	2,076,592	2,076,592	0	
6	雑 収 入	1,038,408	856,035	△ 182,373	PTA新聞広告費、教育図書事務費等
合 計		18,400,000	18,220,927	△ 179,073	

2 支出の部 単位:円(△印は減)

科 目		4年度予算	見込決算	比較増減	摘 要
1	運 営 費	640,000	540,932	△ 99,068	
	(1) 総 会 費	480,000	316,150	△ 163,850	総会会場費及び関係諸費用、資料印刷等
	(2) 会 議 費	160,000	224,782	64,782	理事会、財務委員会会議室料等
2	事 業 費	7,199,000	5,967,468	△ 1,231,532	
活動費	(1) 研 修 費	800,000	1,019,419	219,419	子育てセミナー等研修関係諸費
	(2) 委 員 会 活 動 費	350,000	89,692	△ 260,308	教育課題、情報、運営
	(3) 広 報 活 動 費	2,750,000	2,602,022	△ 147,978	PTA新聞関係諸費、ホームページ更新費
	(4) コ ン ク ー ル 費	180,000	160,780	△ 19,220	PTA広報紙・三行詩各コンクール関係費
	(5) 研 究 P T A 費	300,000	300,000	0	3PTA(100,000円×3)
	(6) 関 プ ロ P T A 研 究 大 会 費	600,000	311,503	△ 288,497	開催地(山梨県)、分担金70名、発表者関係費、保険料
	(7) 全 国 P T A 研 究 大 会 費	550,000	229,732	△ 320,268	開催地(山形県)、参加費、保険料、宿泊費補助等
助成費	(8) 市 町 P 連 研 修 会 補 助 費	1,250,000	925,000	△ 325,000	市町P連研修会補助(19市町)
	(9) 国 際 交 流 事 業 派 遣 費	160,000	70,320	△ 89,680	1名派遣(参加費、交通費)
	(10) 地 区 P T A 研 修 会 費	77,000	77,000	0	PTA指導者研修会補助(11,000円×7会場)
	(11) 人 権 教 育 研 究 会 費	105,000	105,000	0	15,000円×7会場
	(12) 文 化 活 動 費	77,000	77,000	0	11,000円×7地区
3	事 務 費	930,000	695,372	△ 234,628	
	(1) 消 耗 品 費	250,000	164,862	△ 85,138	事務用品
	(2) 通 信 費	400,000	319,229	△ 80,771	郵送料、電話料、プロバイダ料等
	(3) 印 刷 費	130,000	66,081	△ 63,919	コピーカウンター料金
	(4) 賃 借 費	150,000	145,200	△ 4,800	コピー機リース代
	(5) 備 品 費	0	0	0	
4	人 件 費	4,608,000	4,882,269	274,269	
	(1) 給 与 費	3,740,800	4,004,800	264,000	職員給料、時間外手当
	(2) 退 職 積 立 金	267,200	293,600	26,400	
	(3) 福 利 厚 生 費	600,000	583,869	△ 16,131	社会保険料
5	旅 費	2,300,000	1,933,305	△ 366,695	
	(1) 役 員 旅 費	1,800,000	1,649,875	△ 150,125	理事・委員旅費、関ブロ会議、日P会議、研修会等旅費
	(2) 職 員 旅 費	500,000	283,430	△ 216,570	通勤手当、関ブロ会議、日P・関ブロ大会諸経費
6	分 担 金	1,581,000	1,580,230	△ 770	日P10円×142,230人、各種分担金・会費
7	入 居 費	702,000	702,000	0	教育会館入居料
8	渉 外 費	50,000	26,442	△ 23,558	各種参加費等
9	慶 弔 費	10,000	5,000	△ 5,000	
10	雑 費	210,000	85,852	△ 124,148	ネットバンキング使用料、振込手数料
11	予 備 費	170,000	0	△ 170,000	
合 計		18,400,000	16,418,870	△ 1,981,130	

(参考資料)

令和4年度市町PTA連合会・協議会分担金納入一覧

(単位:円)

番号	市町P連名	会員数	金 額	番号	市町P連名	会員数	金 額
1	宇都宮市PTA連合会	36,816	1,840,800	14	下野市PTA連絡協議会	4,062	203,100
2	上三川町小中学校 PTA連絡協議会	2,316	115,800	15	矢板市PTA連絡協議会	1,874	93,700
3	鹿沼市PTA連絡協議会	6,439	321,950	16	さくら市PTA協議会	3,310	165,500
4	日光市PTA連絡協議会	4,512	225,600	17	那須烏山市小中学校 PTA連絡協議会	1,387	69,350
5	真岡市PTA連絡協議会	5,854	292,700	18	塩谷町PTA連絡協議会	565	28,250
6	益子町PTA連絡協議会	1,505	75,250	19	高根沢町PTA連絡協議 会	1,946	97,300
7	茂木町PTA協議会	632	31,600	20	那珂川町PTA連絡協議 会	767	38,350
8	市貝町PTA連絡協議会	702	35,100	21	大田原市PTA協議会	4,709	235,450
9	芳賀町PTA協議会	1,093	54,650	22	那須町PTA連絡協議会	1,189	59,450
10	壬生町PTA連合会	2,783	139,150	23	那須塩原市 PTA連絡協議会	8,022	401,100
11	野木町PTA連合会	1,672	83,600	24	佐野市小中学校 PTA連絡協議会	7,419	370,950
12	小山市PTA連合会	11,662	583,100	25	足利市小中学校 PTA連合会	8,556	427,800
13	栃木市PTA連合会	9,974	498,700				

合 計	129,766	6,488,300
-----	---------	-----------

特別会計 その他 令和4年度決算

1 収入の部	34,636,934 円	単位：円（△印は減）		
項 目	4年度予算案	決算額	比較増減	摘 要
繰 越 金	27,928,088	27,928,088	0	
こども総合保険事務費	6,500,000	6,708,640	208,640	
雑 収 入	112	206	94	利息
合 計	34,428,200	34,636,934	208,734	
2 支出の部	9,460,000 円	単位：円（△印は減）		
項 目	4年度予算案	決算額	比較増減	摘 要
租 税 公 課	600,000	695,000	95,000	3年度法人市民・県民税
管 理 諸 費	150,000	165,000	15,000	会計事務所顧問料等
繰 入 金	3,600,000	7,100,000	3,500,000	一般会計へ繰り入れ
日 P ・ 関ブロ大会積立	500,000	500,000	0	令和4年積立
周 年 事 業 積 立	1,000,000	1,000,000	0	令和4年積立
予 備 費	500,000	0	△ 500,000	
合 計	6,350,000	9,460,000	3,110,000	
3 差引残高	25,176,934			

日 P ・ 関東ブロック大会積立金

1 収入の部	6,325,326 円	単位：円（△印は減）		
項 目	4年度予算案	決算額	比較増減	摘 要
繰 越 金	5,825,276	5,825,276	0	
積 立 金	500,000	500,000	0	特別会計より令和4年積立
雑 収 入	24	50	26	利息
繰 入 金	0	0	0	
合 計	6,325,300	6,325,326	26	
2 支出の部	0			
3 差引残高	6,325,326			

周年事業積立金

1 収入の部	11,161,609 円	単位：円（△は減）		
項 目	4年度予算案	決算額	比較増減	摘 要
繰 越 金	10,108,523	10,108,523	0	
積 立 金	1,000,000	1,000,000	0	特別会計より令和4年積立
雑 収 入	177	53,086	52,909	利息
合 計	11,108,700	11,161,609	52,909	
2 支出の部	1,277,505			
項 目	4年度予算案	決算額	比較増減	摘 要
7 0 周 年 記 念 式 典	4,900,000	1,277,505	△ 3,622,495	70周年事業口座に移動
3 差引残高	9,884,104			

退職積立金

1 収入の部	553,600 円	単位：円（△は減）		
項 目	4年度予算案	決算額	比較増減	摘 要
繰 越 金	260,000	260,000	0	
退 職 金 積 立	300,000	293,600	△ 6,400	一般会計より
合 計	560,000	553,600	△ 6,400	
2 支出の部	253,600 円			
項 目	4年度予算案	決算額	比較増減	摘 要
退 職 金	0	253,600	253,600	職員退職金
3 差引残高	300,000 円			

令和5年6月11日 上記の通り、決算報告いたします。

栃木県PTA連合会 会長 揚石 哲司（印鑑省略）

令和5年4月15日 上記監査の結果、相違ないことを報告いたします。

栃木県PTA連合会 監事 福田 治久（印鑑省略）

柿沼麻梨子

星野 貴

日頃より、会員の皆様には単位PTAでの積極的な活動はもとより、栃木県PTA連合会（以下 県P連）の活動に対して深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本年度のスローガンは「子どもたちと同じ目線で向かい合い 全ての人が笑顔になるPTA」といたしました。長引くコロナ禍からの脱却で、子どもたち、そして私たち保護者が少しずつでも前を向いて行けるようになってきた中、笑顔は幸せの源であると考え、PTAを軸に笑顔があふれる世の中をつくって行きたい、全てのご家庭が幸せになることを願いこのスローガンを発信いたします。

コロナ禍の3年間において、ICTの普及により情報に対する概念が大きく変わりました。加速するグローバル化や高度情報化社会の中で発生する問題に対しては、私たち保護者も子どもと共に同じ目線で成長することが必要不可欠です。県P連では、関係各所と更なる連携を図りながら、以下の6つの事業を中心に活動を展開してまいります。

1 保護者の学び・成長の推進

毎年11月に行う子育てセミナーの開催や、PTA全国研究大会、関東ブロック研究大会へ参加し、研修の充実に努めます。また研究PTAの委嘱を行い、取り組むべき課題の研究討議を行い研究成果の発信をいたします。あらたに役員になられた方々に向けては、研修や支援の実施を行います。

2 市・町PTA連合会（協議会）との情報共有、かつコミュニケーションの強化

毎年2から3地区のPTA連合会（協議会）と情報共有を行い、各地区で起きている諸問題の解決に向けての支援や協力体制を確立してまいります。また、各市・町P連と積極的にコミュニケーションを図り、情報共有に努めます。

3 栃木県教育委員会との連携

栃木県教育委員会との意見交換などを通じ、各市・町P連では対応が難しい諸問題や、県全体の諸問題の解決に努めてまいります。

4 日本PTA全国協議会との連携

三行詩コンクールや広報誌コンクール、国際交流・国内交流研修事業などの協力体制を深化させ、PTA活動の発展や活性化を図ります。

5 会員への情報伝達の強化

年に2回の広報誌「とちぎPTA」の発行や、ホームページの更なる充実を行い、情報伝達の強化を図りながら広報誌のデジタル化を推進し、より多くの方々に伝わる広報の在り方を模索検討して行きます。

6 記念事業、研修の実施、これからの栃木県PTA連合会のより強い骨組みづくり、情報の公開

70周年事業を終え、PTAの本質的な存在意義を確認し、次の時代に向かって更に強い基盤を構築していきます。また、共感やあらたな発見が得られる、不安や疑問を解決できるような研修を行います。作成・使用する資料は、全ての会員さんがこれからの活動に活用できるようホームページを用いて公開していきます。

「親同士、仲が良ければ子供同士も仲良くなる。親が笑顔になれば子どもも笑顔になる」この信念のもと、学校や子どもに優しい気持ちで関わるのが子どもたちに必ず良い影響を与えると確信しています。

誰もが忙しい中での子育てですが、誰かが、ではなくみんなで子どもたちを育てて行きましょう。その先にはかならず光り輝く笑顔と未来があることを信じて。

令和5年度 栃木県PTA連合会 基本方針・活動目標・活動計画・事業計画（案）

基本方針 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、学校教育の更なる充実のために支援する体制を確立する。

スローガン 子どもたちと同じ目線で向かい合い 全ての人が笑顔になるPTA

	活動目標	活動計画・事業計画	担 当	実施日等
1	・これまでの啓発事業を基礎にして各市町PTA連合会（協議会）が主体となって実践活動を推進する。	・各種事業の見直し、説明機会の創出	・三役会、理事	通年 定期総会 6/11 （栃木県教育会館）
2	・これまでの業績をさらに進化（深化）させた活動を推進する。 ・新型コロナウイルス感染症による環境変化の経験から、家庭や地域の連携を強化して教育力の向上を目指す。 ・「楽しい子育て全国キャンペーン・三行詩コンクール」募集を行う。	・子育てセミナー2023の開催 ・「いい親の日」の推進（11/12） ・三行詩の継続募集	教育課題委員、運営委員、情報委員、三役会、理事、事務局 各市町PTA事務局	10/12 （栃木県教育会館） 随時 4～7月
3	・各市町PTA連合会（協議会）及び単位PTAと連携して全会の活性化に努めるとともに、児童・生徒の安全確保や有害環境の浄化を図る。	・各地区の実態調査の実施 ・会員への各種情報の提供	教育課題委員 事務局	随時
4	・研修の充実を図る。	・研究PTA委嘱（馬頭中学校）（下都賀地区） ・日本PTA全国大会 ・関ブロ大会への参加 ・研究PTAの発表	事務局 市町PTA、三役会、事務局 事務局	5/12 8/25～26（広島県） 10/28～29（千葉県）
5	・行政機関、地区PTA及び学校、教育関係諸団体との連携推進を図る。	・栃木県教育委員会との意見交換会 ・行政機関や学校、教育団体との連携 ・地区PTAとの情報交換会（芳賀地区、那須地区）	財務委員、事務局 三役会、事務局 各地区PTA、三役会、事務局	検討中 随時 11/26
6	・人権教育の推進に努める。	・関連研修会への参加 促進並びに取りまとめ	三役会、事務局、理事	随時
7	・情報伝達機能の強化を図る。	・広報紙「とちぎPTA」発行 ・広報紙編集講習会 ・ホームページ更新	情報委員 情報委員 業者委託、事務局	随時 6/21 随時
8	・栃木県PTA活動補償制度の周知を図る。	・総会、理事会、広報紙、ホームページなどで説明	市町PTA、事務局	随時

※開催等が変更になる場合もあります。

令和5年度 栃木県PTA連合会 事業計画（案）

月	日	曜	事業名	会場	時間
4	9	日	広報紙コンクール1次審査	栃木県教育会館（MR）	1日
	14	金	関東ブロックPTA協議会 会長会議	甲府市	
	15	土	役員選考委員会、県P連・P教振会計監査、財務委員会	栃木県教育会館（MR）	1日
5	12	金	「研究PTA」委嘱説明会（栃木市P連）	栃木市役所	午後
	14	日	広報紙コンクール2次審査	栃木県教育会館（小会）	1日
	28	日	財務委員会	栃木県教育会館（小ホ）	午前
			新旧理事会、P教振役員会		1日
			新旧教育課題委員会、新旧情報委員会、新旧運営委員会		
6	11	日	栃木県PTA連合会定期総会	栃木県教育会館（大ホ中会）	1日
	21	水	広報紙編集講習会	栃木県教育会館（小ホ中会）	
	22	木	関東ブロックPTA協議会 会長・事務局長合同会議	千葉県	
	23	金	日本PTA全国協議会 理事会 定時総会	TKPカントリープレミウム品川	
	24	土	日本PTA全国協議会 研修会 役員引継ぎ会	TKPカントリープレミウム品川	1日
7	2	日	第1回情報委員会	栃木県教育会館（小会）	午前
	10	月	三行詩審査会	栃木県教育会館（MR）	1日
	20	木	日本PTA全国協議会 ブロック協議会会長会	東京ガーデンパレス	
	21	金	日本PTA全国協議会協議会 代表者会	東京ガーデンパレス	
	23	日	第1回財務委員会、第1回理事会 第1回教育課題委員会、第1回運営委員会、第2回情報委員会	栃木県教育会館（小ホ）	1日
8	25	金	第71回日本PTA全国研究大会広島大会 分科会	広島県各会場	
	26	土	同上 全体会	広島県立総合体育館	
9	3	日	第3回情報委員会	栃木県教育会館（小会）	
			関東ブロックPTA協議会 会長会議	神奈川県内	
	30	土	P教振役員会	栃木県教育会館（小会）	午後
10	1	日	とちぎPTA新聞 第206号発行		
	18	水	日本PTA全国協議会 ブロック協議会会長会	国立オリンピック記念	
	22	日	第2回財務委員会、子育てセミナー合同委員会	栃木県教育会館（小ホ）	午前
			第2回教育課題委員会、第2回運営委員会、第4回情報委員会		午後
	28	土	第55回日本PTA関東ブロック研究大会 ちば大会 分科会	千葉県内各会場	
11	29	日	同上 全体会	千葉ポートアリーナ	
	12	日	子育てセミナー2023	栃木県教育会館（大ホ中会）	1日
12			日本PTA全国協議会 年次表彰式		
	9	土	第3回財務委員会、第2回理事会 第3回教育課題委員会、第3回運営委員会、第5回情報委員会	栃木県教育会館（小ホ）	1日
1			栃木県教育委員会との意見交換会		
	14	日	第6回情報委員会	栃木県教育会館（小会）	午前
2			関東ブロックPTA協議会 会長・事務局長合同会議	さいたま市	
	15	木	日本PTA全国協議会 ブロック協議会会長会	東京ガーデンパレス	
	17	土	P教振役員会	栃木県教育会館	午後
3	25	日	第4回教育課題委員会	栃木県教育会館（中会）	1日
	1	金	とちぎPTA新聞 第207号発行		
	16	土	P教振役員会	栃木県教育会館（小会）	午前
			第4回財務委員会	栃木県教育会館（小会）	午後
			日本PTA全国協議会 国際交流・国内研修事業派遣		

☆研究PTA⇒令和5年度 芳賀地区、下都賀地区

☆地区情報交換会⇒芳賀地区、那須地区

☆国内研修事業派遣⇒那須町P、那須塩原P

※P教振：栃木県PTA教育振興会

第4号議案

令和5年度予算(案)

一般会計

収入額 15,560,000 円
支出額 15,560,000 円
差引残高 0 円

1 収入の部

単位:円(△印は減)

科 目		4年度予算	5年度予算案	比較増減	摘 要
1	会 費	6,485,000	6,385,000	△ 100,000	50円×127,700人
2	補 助 金	200,000	200,000	0	栃木県補助金
3	助 成 金	5,000,000	1,250,000	△ 3,750,000	栃木県PTA教育振興会助成金
4	繰 入 金	3,600,000	5,055,000	1,455,000	特別会計より
5	繰 越 金	2,076,592	1,802,057	△ 274,535	
6	雑 収 入	1,038,408	867,943	△ 170,465	PTA新聞広告費等
合 計		18,400,000	15,560,000	△ 2,840,000	

2 支出の部

単位:円(△印は減)

科 目		4年度予算	5年度予算案	比較増減	摘 要
1	運 営 費	640,000	600,000	△ 40,000	
	(1) 総 会 費	480,000	400,000	△ 80,000	総会会場及び関係諸費用、資料印刷等
	(2) 会 議 費	160,000	200,000	40,000	理事会、財務委員会会議室料等
2	事 業 費	7,199,000	3,834,000	△ 3,365,000	
活動費	(1) 研 修 費	800,000	500,000	△ 300,000	子育てセミナー等研修関係諸費
	(2) 委 員 会 活 動 費	350,000	295,000	△ 55,000	教育課題、情報、運営
	(3) 広 報 活 動 費	2,750,000	1,600,000	△ 1,150,000	PTA新聞関係諸費、ホームページ更新費
	(4) コ ン ク ー ル 費	180,000	180,000	0	PTA広報紙・三行詩各コンクール関係費
	(5) 研 究 P T A 費	300,000	200,000	△ 100,000	2PTA(100,000円×2)
	(6) 関 プ ロ P T A 研 究 大 会 費	600,000	350,000	△ 250,000	開催地(千葉県)、分担金、発表者関係費、保険料
	(7) 全 国 P T A 研 究 大 会 費	550,000	300,000	△ 250,000	開催地(広島県)参加費、保険料
助成費	(8) 市 町 P 連 研 修 会 補 助 費	1,250,000	0	△ 1,250,000	市町P連研修会補助(25市町)《廃止》
	(9) 国 際 交 流 事 業 派 遣 費	160,000	150,000	△ 10,000	2名派遣(参加費、交通費)
	(10) 地 区 P T A 研 修 会 費	77,000	77,000	0	PTA指導者研修会補助(11,000円×7会場)
	(11) 人 権 教 育 研 究 会 費	105,000	105,000	0	15,000円×7会場
	(12) 文 化 活 動 費	77,000	77,000	0	11,000円×7地区
3	事 務 費	930,000	1,230,000	300,000	
	(1) 消 耗 品 費	250,000	250,000	0	事務用品
	(2) 通 信 費	400,000	400,000	0	郵送料、電話料、プロバイダ料等
	(3) 印 刷 費	130,000	130,000	0	コピーカウンター料金
	(4) 賃 借 費	150,000	150,000	0	コピー機リース代
	(5) 備 品 費	0	300,000	300,000	事務局PC・プリンター代
4	人 件 費	4,608,000	5,089,000	481,000	
	(1) 給 与 費	3,740,800	4,085,400	344,600	職員給料
	(2) 退 職 積 立 金	267,200	303,600	36,400	
	(3) 福 利 厚 生 費	600,000	700,000	100,000	社会保険料、雇用保険料
5	旅 費	2,300,000	2,200,000	△ 100,000	
	(1) 役 員 旅 費	1,800,000	1,700,000	△ 100,000	理事・委員旅費、関プロ日P会議、研究大会等旅費
	(2) 職 員 旅 費	500,000	500,000	0	通勤手当、関プロ会議、日P・関プロ大会諸経費
6	分 担 金	1,581,000	1,468,000	△ 113,000	日P10円×140,000人、各種分担金・会費
7	入 居 費	702,000	702,000	0	教育会館入居料
8	渉 外 費	50,000	50,000	0	各種参加費等
9	慶 弔 費	10,000	10,000	0	
10	雑 費	210,000	200,000	△ 10,000	ネットバンキング手数料、振込手数料
11	予 備 費	170,000	177,000	7,000	
合 計		18,400,000	15,560,000	△ 2,840,000	

特別会計予算（案）

1 収入の部 31,677,100 円 単位：円（△印は減）

項 目	4年度予算案	5年度予算案	比較増減	摘 要
繰越金	27,928,088	25,176,934	△ 2,751,154	
こども総合保険事務費	6,500,000	6,500,000	0	
雑収入	112	166	54	利息
合 計	34,428,200	31,677,100	△ 2,751,100	

2 支出の部 6,405,000 円 単位：円（△印は減）

項 目	4年度予算案	5年度予算案	比較増減	摘 要
租 税 公 課	600,000	700,000	100,000	4年度法人市民・県民税
管 理 諸 費	150,000	150,000	0	会計事務所顧問料等
繰入金	3,600,000	5,055,000	1,455,000	一般会計へ繰り入れ
日 P・関ブロ大会積立	500,000	0	△ 500,000	令和5年積立
周年事業積立	1,000,000	0	△ 1,000,000	令和5年積立
予 備 費	500,000	500,000	0	
合 計	6,350,000	6,405,000	55,000	

3 差引残高 25,272,100 円

日 P・関東ブロック大会積立金

1 収入の部 6,325,350 円 単位：円（△印は減）

項 目	4年度予算案	5年度予算案	比較増減	摘 要
繰越金	5,825,276	6,325,326	500,050	
積立金	500,000	0	△ 500,000	特別会計より令和4年積立
雑収入	24	24	0	利息
繰入金	0	0	0	
合 計	6,325,300	6,325,350	50	

2 支出の部 0 円

3 差引残高 6,325,350 円

周年事業積立金

1 収入の部 9,884,200 円 単位：円（△は減）

項 目	4年度予算案	5年度予算案	比較増減	摘 要
繰越金	10,108,523	9,884,104	△ 224,419	
積立金	1,000,000	0	△ 1,000,000	特別会計より令和4年積立
雑収入	177	96	△ 81	利息
合 計	11,108,700	9,884,200	△ 1,224,500	

2 支出の部 2,000,000 円

項 目	4年度予算案	5年度予算案	比較増減	摘 要
70周年記念式典	4,900,000	2,000,000	△ 2,900,000	

3 差引残高 7,884,200 円

退職積立金

1 収入の部 603,600 円 単位：円（△は減）

項 目	4年度予算案	5年度予算案	比較増減	摘 要
繰越金	260,000	300,000	40,000	
退職金積立	300,000	303,600	3,600	一般会計より
合 計	560,000	603,600	43,600	

2 支出の部 0 円

3 差引残高 603,600 円

第6号議案

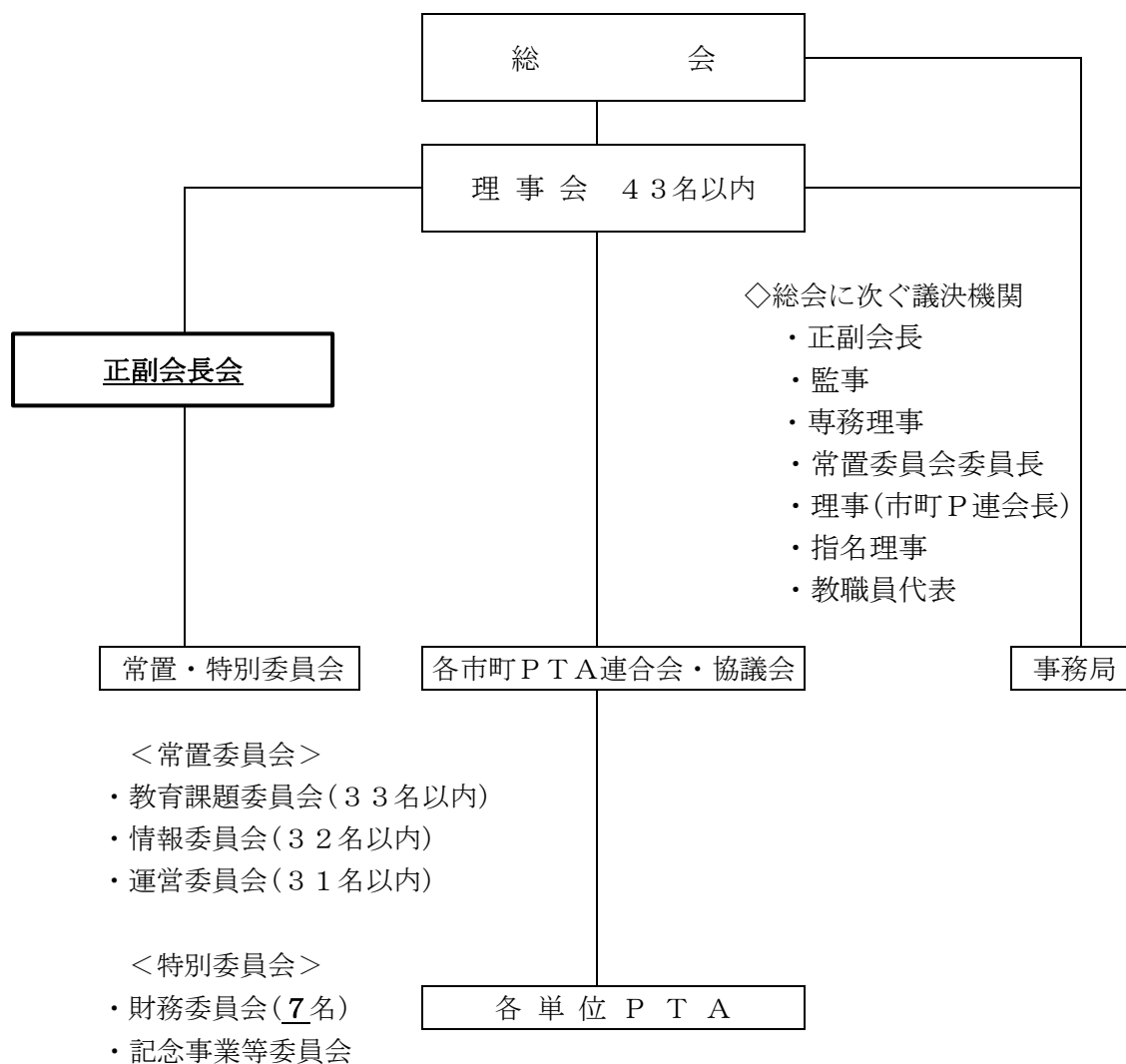
令和5年度役員・委員（案）

役 職	市町名	氏 名	所属 P T A 校	役 職	市町名	氏 名	所属 P T A 校
会 長	市貝町	揚石 哲司	市貝中学校	理 事	下野市	服部 由佳	祇園小学校
副会長	宇都宮市	福田 治久	西小学校		矢板市	中村 郁夫	片岡小学校
	日光市	揚石 達也	足尾小中学校		さくら市	小池 篤	喜連川小学校
	小山市	田中 健	乙女小学校		塩谷町	福田 貴之	玉生小学校
	那須塩原市	黒澤 亨	黒磯北中学校		高根沢町	加藤 優子	北高根沢中学校
	小学校	堀場 幸伸	中央小学校		那須烏山市	塩田 太	南那須中学校
	中学校	新村 雅司	城山中学校		那珂川町	森島 京美	馬頭中学校
監 事	さくら市	井上 直樹	氏家中学校		大田原市	隅 健一	西原小学校
	佐野市	山越 智行	田沼東中学校		那須町	鈴木 哲也	東陽小学校
	小学校	石川 晴美	豊郷中央小学校		那須塩原市	平山 忠澄	三島中学校
専務理事		田中 芳浩	事務局		足利市	長谷川浩之	けやき小学校
理事	上三川町	國谷 亘	北小学校		小学校	長谷川昌弘	五代小
	鹿沼市	箕輪まゆみ	栗野中学校		中学校	小倉 克則	星が丘中学校
	日光市	平間 一稔	下原小学校		教育課題 委員長	林 昌宏	泉が丘中学校
	真岡市	日下田 勇	山前中学校		情報委員長	山本 和紀	宝木中学校
	益子町	清水 皓太	益子西小学校		運営委員長	白井 利昌	城東小学校
	茂木町	ジョーンズ純子	茂木中学校	指名理事	高山 信夫	南河内小中学校	
	芳賀町	森島 規仁	芳賀南小学校		日下 恵	田野小学校	
	壬生町	大橋 克祥	南犬飼中学校		白井 利昌	城東小学校	
	野木町	眞瀬 貴宏	南赤塚小学校		松井 正浩	東陽中学校	
	小山市	平野 明宏	羽川小学校		清水 由香	足利第三中学校	
	栃木市	針谷 伸一	西方小学校	顧問	金田 淳	前栃木県 P T A 連合会長	
				事務局員	松本千栄子	事務局	

教育課題委員会				運営委員会			
役職	市町名	氏 名	所属 P T A 校	役職	市町名	氏 名	所属 P T A 校
委員長	宇都宮市	林 昌宏	泉が丘中学校	委員長	小山市	白井 利昌	城東小学校
委 員	宇都宮市	中村 大介	宮の原小学校	委 員	宇都宮市	小滝 伸佳	河内中学校
	日光市	小又 隆一	藤原中学校		宇都宮市	飯沼 貞臣	岡本小学校
	芳賀町	佐藤 和洋	芳賀南小学校		上三川町	三橋 広亘	上三川中学校
	小山市	神山 綾子	中小学校		鹿沼市	竹澤 堯浩	加園小学校
	栃木市	氏家実菜子	国府南小学校		日光市	藤谷 幸治	足尾小中学校
	さくら市	薄井 貴文	氏家中学校		真岡市	高橋 正幸	中村中学校
	那須烏山市	広木 希	江川小学校		真岡市	鈴木 成人	長沼小学校
	大田原市	猪瀬 務	紫塚小学校		益子町	加藤かずほ	七井中学校
	大田原市	小沼 和彦	親園小学校		市貝町	伏見 渉	赤羽小学校
	佐野市	北岡 篤哉	植野小学校		壬生町	中新井恵美	睦小学校
足利市	田部井哲也	葉鹿小	野木町		老沼 聡仁	佐川野小学校	
情報委員会			小山市		塚原 貴志	中小学校	
委員長	宇都宮市	山本 和紀	宝木中学校		栃木市	名淵 正訓	千塚小学校
委 員	宇都宮市	菊地 芳弘	陽東中学校		下野市	工藤 直寛	国分寺小学校
	鹿沼市	金子 慎吾	北小学校		高根沢町	小野 幸子	北高根沢中学校
	茂木町	中西 裕	逆川小学校		塩谷町	吉成明日香	大宮小学校
	小山市	赤岩美喜子	大谷北小学校		那須町	伊藤 高行	田代友愛小学校
	栃木市	黒田 尋樹	吹上中学校		那須塩原市	人見 孝允	青木小学校
	矢板市	千野根友和	矢板中学校		佐野市	島田 真幸	吾妻小学校
	那珂川町	高野 路康	馬頭小学校		足利市	福島 邦高	第一中学校
	那須塩原市	後藤 誠光	大原間小				
	那須塩原市	渡邊 清光	豊浦小				
	佐野市	書上 琢磨	石塚小				
	足利市	谷口さやか	名草小				

第5号議案

令和5年度 栃木県PTA連合会 組織図（案）



◇常置委員会・特別委員会の構成員

＜常置委員会＞

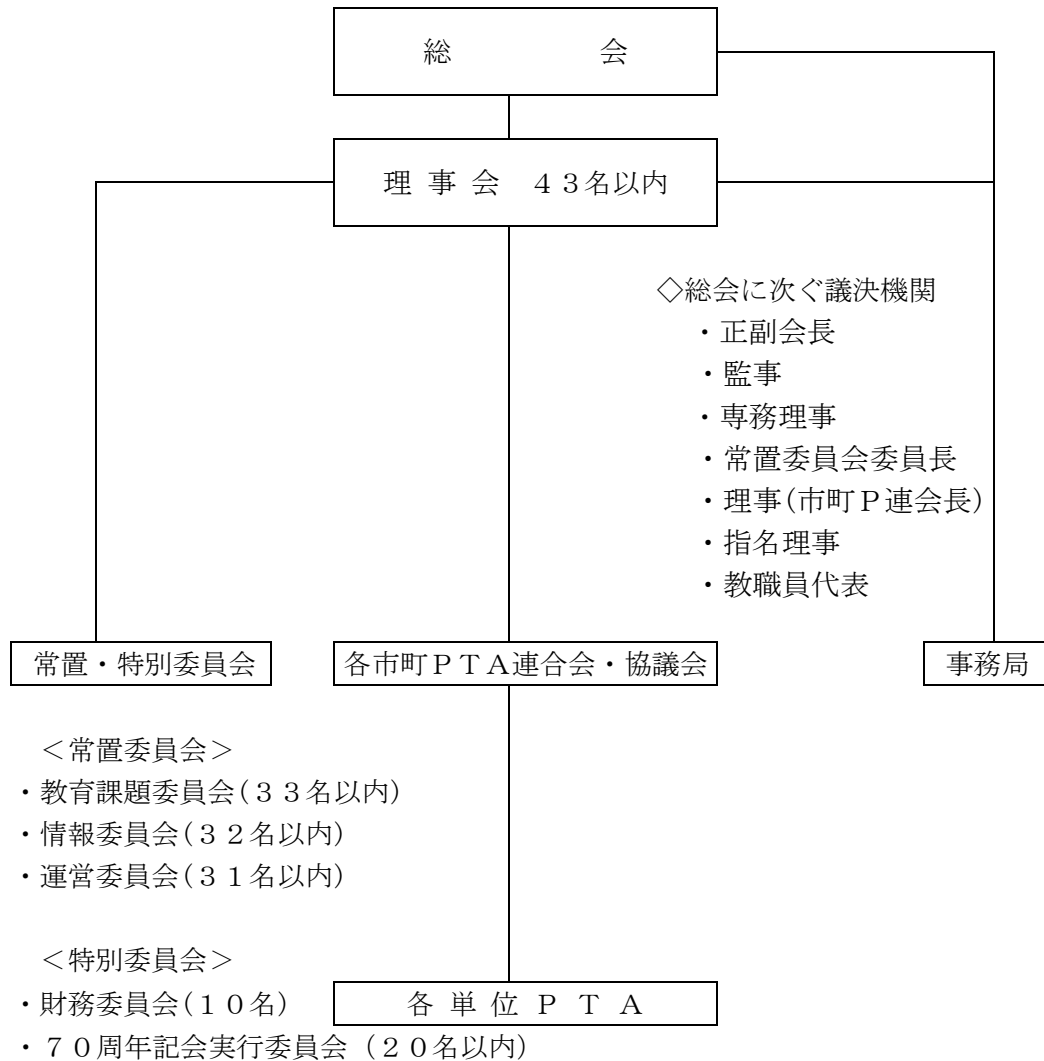
- ・教育課題委員会(33名以内) = P副会長2名、P理事15名以内、T理事1名、公募委員12名、指名委員3名以内
- ・情報委員会(32名以内) = P副会長1名、P理事15名以内、T理事1名、公募委員12名、指名委員3名以内
- ・運営委員会(31名以内) = P副会長1名、P理事7名以内、公募委員20名、指名委員3名以内

＜特別委員会＞

- ・財務委員会(10名) = P会長1名、P副会長4名、T副会長2名、P監事2名、T監事1名
- ・記念事業等委員会 = 会長の委嘱した者

◇専務理事＝栃木県PTA連合会専務理事を理事として位置付け、会長の命を受け事務局を総括して会務を処理する。

令和4年度 栃木県PTA連合会 組織図



◇常置委員会・特別委員会の構成員

＜常置委員会＞

- ・教育課題委員会(33名以内) = P副会長2名、P理事15名以内、T理事1名、公募委員12名、指名委員3名以内
- ・情報委員会(32名以内) = P副会長1名、P理事15名以内、T理事1名、公募委員12名、指名委員3名以内
- ・運営委員会(31名以内) = P副会長1名、P理事7名以内、公募委員20名、指名委員3名以内

＜特別委員会＞

- ・財務委員会(10名) = P会長1名、P副会長4名、T副会長2名、P監事2名、T監事1名
- ・70周年記念事業
実行委員会(20名以内) = P会長1名、会長の委嘱した者19名

◇専務理事＝栃木県PTA連合会専務理事を理事として位置付け、会長の命を受け事務局を総括して会務を処理する。

1 栃木県PTA連合会会則（案）

新	旧
第1章 総 則 （名称及び事務局） 第1条 本会は、栃木県PTA連合会と称し、事務局を栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号、栃木県教育会館内におく。 （目的） 第2条 本会は義務教育9年間におけるPTA活動をと おして、本県における社会教育、家庭教育の充実に努め るとともに、学校教育との連携を深め、児童・生徒の健 全育成、安全確保並びに福祉の増進をはかり、社会の発 展に寄与することを目的とする。 （方針） 第3条 本会は、次の方針に従って活動する。 （1）社会教育を本旨とする民主的団体として、不偏不 党、自主独立の性格を堅持する。 （2）目的を同じくする他の団体及び関係機関と連携し、 児童・生徒の健全育成と福祉の向上をはかる。 （事業） 第4条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事 業を行う。 （1）市町PTA連合会（協議会）相互の連絡・提携 （2）社会教育、家庭教育及びPTA活動の向上に関す る研究大会、講演会、研修会、調査研究 （3）児童・生徒の健全育成及び福祉増進 （4）情報の収集・伝達及び広報活動 （5）その他、本会の目的を達成するために必要な事項 第2章 会 員 （会員） 第5条 本会は、本会の目的に賛同する市町PTA連合 会（協議会）及び私立小中学校をもって組織し、所属す る会員を本会の会員とする。 （2）本会の目的に賛同する小・中・義務教育に在籍す る児童・生徒の父母または、それに代わるものを本会の 会員とする。 （3）本会の会員は、公益社団法人日本PTA全国協議 会並びに関東ブロックPTA協議会へ加入する。 第3章 役 員 （役員） 第6条 本会に、次の役員をおく。 （1）会長 1名 （2）副会長 6名（保護者4名、教職員2名） （3）専務理事 1名 （4）理事 43名以内（保護者25名以内、教職員 5名、指名理事10名以内、各委員長1名 （5）監事 3名（保護者2名、教職員1名） （役員の任務） 第7条 役員の任務は、次のとおりとする。 （1）会長は本会を代表し、会議を招集し、会務を総理 する。 （2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、	第1章 総 則 （名称及び事務局） 第1条 本会は、栃木県PTA連合会と称し、事務局を栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号、栃木県教育会館内におく。 （目的） 第2条 本会は義務教育9年間におけるPTA活動をと おして、本県における社会教育、家庭教育の充実に努め るとともに、学校教育との連携を深め、児童生徒の健全育 成、安全確保並びに福祉の増進をはかり、社会の発展に寄 与することを目的とする。 （方針） 第3条 本会は、次の方針に従って活動する。 （1）社会教育を本旨とする民主的団体として、不偏不 党、自主独立の性格を堅持する。 （2）目的を同じくする他の団体及び関係機関と連携し、 児童・生徒の健全育成と福祉の向上をはかる。 （事業） 第4条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事 業を行う。 （1）市町PTA連合会（協議会）相互の連絡・提携 （2）社会教育、家庭教育及びPTA活動の向上に関す る研究大会、講演会、研修会、調査研究 （3）児童・生徒の健全育成及び福祉増進 （4）情報の収集・伝達及び広報活動 （5）その他、本会の目的を達成するために必要な事項 第2章 会 員 （会員） 第5条 本会は、本会の目的に賛同する市町PTA連合 会（協議会）及び私立小中学校をもって組織し、所属す る会員を本会の会員とする。 （2）本会の目的に賛同する小・中・義務教育に在籍す る児童・生徒の父母または、それに代わるものを本会の 会員とする。 （3）本会の会員は、公益社団法人日本PTA全国協議 会並びに関東ブロックPTA協議会へ加入する。 第3章 役 員 （役員） 第6条 本会に、次の役員をおく。 （1）会長 1名 （2）副会長 6名（保護者4名、教職員2名） （3）専務理事 1名 （4）理事 43名以内（保護者25名以内、教職員 5名、指名理事10名以内、各委員長1名 （5）監事 3名（保護者2名、教職員1名） （役員の任務） 第7条 役員の任務は、次のとおりとする。 （1）会長は本会を代表し、会議を招集し、会務を総理 する。 （2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、

その職務を代理する。 (3) 専務理事は会長の命を受け事務局を総括し、会務を処理する。 (4) 理事は理事会を組織して会務の執行にあたる。 (5) 監事は本会の業務執行の状況及び経理を監査する。 (役員の選任) 第8条 役員の選出及び任期は、次のとおりとする。 (1) 役員は、本会会則施行規則の定めるところにより選考し、総会において決定する。 (2) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。 (顧問) 第9条 本会に顧問をおくことができる。 (2) 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。 第4章 会 議 (会議の種別) 第10条 本会の会議は総会、理事会、<u>正副会長会</u>とする。 (総会の種類) 第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。 (総会の構成) 第12条 総会は、本会の最高議決機関であって、市町PTA連合会（協議会）に所属する各単位PTAから選出された保護者会員1名、教職員1名の代議員によって構成する。 (総会の招集) 第13条 定期総会は毎年6月に会長が招集する。 (2) 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。 (総会の議長) 第14条 総会の議長は、その総会において出席会員の互選で定める。 (総会の議決事項) 第15条 総会は、次の事項を議決する。 (1) 事業報告及び決算に関する事項 (2) 事業計画及び予算に関する事項 (3) 会則の改廃に関する事項 (4) 役員の選任に関する事項 (5) その他必要と認めた事項 (総会の定足数及び議決) 第16条 総会は構成員の5分の1以上の出席によって成立し、総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。 (理事会の構成) 第17条 理事会は会長、副会長、専務理事、理事、監事をもって構成する。 (理事会の招集) 第18条 理事会は毎年3回、会長が招集する。ただし、必要と認めたときは会長が招集する。	その職務を代理する。 (3) 専務理事は会長の命を受け事務局を総括し、会務を処理する。 (4) 理事は理事会を組織して会務の執行にあたる。 (5) 監事は本会の業務執行の状況及び経理を監査する。 (役員の選任) 第8条 役員の選出及び任期は、次のとおりとする。 (1) 役員は、本会会則施行規則の定めるところにより選考し、総会において決定する。 (2) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。 (顧問) 第9条 本会に顧問をおくことができる。 (2) 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。 第4章 会 議 (会議の種別) 第10条 本会の会議は総会、理事会とする。 (総会の種類) 第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。 (総会の構成) 第12条 総会は、本会の最高議決機関であって、市町PTA連合会（協議会）に所属する各単位PTAから選出された保護者会員1名、教職員1名の代議員によって構成する。 (総会の招集) 第13条 定期総会は毎年6月に会長が招集する。 (2) 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。 (総会の議長) 第14条 総会の議長は、その総会において出席会員の互選で定める。 (総会の議決事項) 第15条 総会は、次の事項を議決する。 (1) 事業報告及び決算に関する事項 (2) 事業計画及び予算に関する事項 (3) 会則の改廃に関する事項 (4) 役員の選任に関する事項 (5) その他必要と認めた事項 (総会の定足数及び議決) 第16条 総会は構成員の5分の1以上の出席によって成立し、総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。 (理事会の構成) 第17条 理事会は会長、副会長、専務理事、理事、監事をもって構成する。 (理事会の招集) 第18条 理事会は毎年3回、会長が招集する。ただし、必要と認めたときは会長が招集する。
--	---

(理事会の議長) 第19条 理事会の議長は、その理事会において、出席理事の互選で定める。 (理事会の議決) 第20条 理事会の議決は出席者の過半数をもって決する。 (理事会の議決事項) 第21条 理事会は、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会より付託された事項 (3) 補正予算に関する事項 (4) 常置委員会・特別委員会の設置に関する事項 (5) その他、本会の運営に必要と認めた事項 (正副会長会の構成) 第22条 正副会長会は、会長、副会長、専務理事、監事をもって構成する。 (正副会長会の招集) 第23条 正副会長会は、必要に応じて会長が招集する。 (正副会長会の議長) 第24条 正副会長会の議長は、その正副会長会において、出席者の互選で定める。 (正副会長会の議決) 第25条 正副会長会の議決は、構成者の全会一致をもって決する。 (正副会長会の議決事項) 第26条 正副会長会は次の事項を議決する。 (1) 理事会に付議すべき事項 (2) 理事会より付託された事項 (3) 常置委員会・特別委員会の設置に関する事項 (4) その他、本会の運営に必要と認めた事項 第5章 委員会 (常置委員会) 第27条 本会に、次の常置委員会をおく。 (1) 教育課題委員会 (2) 情報委員会 (3) 運営委員会 (常置委員会の構成) 第28条 常置委員会は役員と公募委員・指名委員（会長が委嘱）で構成する。（公募委員とは、本会から市町PTA連合会（協議会）に委員会ごとに会長が委嘱したPTA会員） (2) 常置委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。 (3) 常置委員会の委員長及び副委員長は、指名理事と公募委員・指名委員の互選により選出する。	(理事会の議長) 第19条 理事会の議長は、その理事会において、出席理事の互選で定める。 (理事会の議決) 第20条 理事会の議決は出席者の過半数をもって決する。 (理事会の議決事項) 第21条 理事会は、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会より付託された事項 (3) 補正予算に関する事項 (4) 常置委員会・特別委員会の設置に関する事項 (5) その他、本会の運営に必要と認めた事項 第5章 委員会 (常置委員会) 第22条 本会に、次の常置委員会をおく。 (1) 教育課題委員会 (2) 情報委員会 (3) 運営委員会 (常置委員会の構成) 第23条 常置委員会は役員と公募委員・指名委員（会長が委嘱）で構成する。（公募委員とは、本会から市町PTA連合会（協議会）に委員会ごとに会長が委嘱したPTA会員） (2) 常置委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。 (3) 常置委員会の委員長及び副委員長は、指名理事と公募委員・指名委員の互選により選出する。
---	--

(常置委員会の招集) 第29条 常置委員会は必要に応じ委員長が招集する。 (常置委員会の議決事項) 第30条 常置委員会は次の事項を議決する。 (1) 理事会に付議すべき事項 (2) 理事会より付託された事項 (3) その他、本委員会の運営に必要と認めた事項 (特別委員会) 第31条 本会に、次の特別委員会をおく。 (1) 財務委員会 (2) 記念事業等委員会 (特別委員会の構成) 第32条 財務委員会の委員は、会長、副会長、専務理事で組織する。 (1) 特別委員会の委員長は、委員の互選により選出する。記念事業等委員会は、会長が委嘱したもので組織する。 (特別委員会の招集) 第33条 特別委員会は必要に応じ会長が招集する。 (特別委員会の議決事項) 第34条 特別委員会は、次の事項を議決する。 (1) 理事会に付議すべき事項 (2) 理事会より付託された事項 (3) その他、本委員会の運営に必要と認めた事項	(常置委員会の招集) 第24条 常置委員会は必要に応じ委員長が招集する。 (常置委員会の議決事項) 第25条 常置委員会は次の事項を議決する。 (1) 理事会に付議すべき事項 (2) 理事会より付託された事項 (3) その他、本委員会の運営に必要と認めた事項 (特別委員会) 第26条 本会に、次の特別委員会をおく。 (1) 財務委員会 (2) 栃木県PTA連合会70周年記念実行委員会 (特別委員会の構成) 第27条 財務委員会の委員は、会長、副会長、監事で組織する。 (1) 栃木県PTA連合会70周年記念実行委員会は、会長が委嘱したもので組織する。 (2) 特別委員会の委員長は、委員の互選により選出する。 (特別委員会の招集) 第28条 特別委員会は必要に応じ会長が招集する。 (特別委員会の議決事項) 第29条 特別委員会は、次の事項を議決する。 (1) 理事会に付議すべき事項 (2) 理事会より付託された事項 (3) その他、本委員会の運営に必要と認めた事項
第6章 会 計 (経費) 第35条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもつてあてる。 (会費) 第36条 市町PTA連合会(協議会) 及び私立小中学校は、本会の会費として、所属単位PTA会員1人あたり年額50円を納入する。 (会計年度) 第37条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	第6章 会 計 (経費) 第30条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもつてあてる。 (会費) 第31条 市町PTA連合会(協議会)は、本会の会費として、所属単位PTA会員1人あたり年額50円を納入する。 (会計年度) 第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第7章 雑 則 (会則の改廃) 第38条 この会則の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。 (委任) 第39条 この会則を施行するに必要な細部の事項については、理事会にはかり、会長が定めることができる。 (個人情報) 第40条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規	第7章 雑 則 (会則の改廃) 第33条 この会則の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。 (委任) 第34条 この会則を施行するに必要な細部の事項については、理事会にはかり、会長が定めることができる。 (個人情報) 第35条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規

則」に定め、適正に運用するものとする。 附 則 この会則は、昭和50年6月23日より施行する。 改正 昭和47年6月18日 一部改正（名称変更） 昭和51年6月 3日 一部改正 昭和53年6月 3日 一部改正 昭和55年6月 7日 一部改正 昭和56年6月 5日 一部改正 昭和59年6月 2日 一部改正 平成 2年6月 7日 一部改正 平成 8年6月21日 一部改正 平成12年6月 9日 一部改正 平成13年6月 8日 一部改正 平成18年6月 6日 一部改正 平成20年6月 7日 一部改正 平成21年6月 6日 一部改正 平成22年6月 5日 一部改正 平成23年6月 5日 一部改正 平成24年6月 9日 一部改正 平成26年6月 7日 一部改正 平成29年6月11日 一部改正 平成30年6月10日 一部改正 令和 3年6月13日一部改正 令和 5年6月11日一部改正	則」に定め、適正に運用するものとする。 附 則 この会則は、昭和50年6月23日より施行する。 改正 昭和47年6月18日 一部改正（名称変更） 昭和51年6月 3日 一部改正 昭和53年6月 3日 一部改正 昭和55年6月 7日 一部改正 昭和56年6月 5日 一部改正 昭和59年6月 2日 一部改正 平成 2年6月 7日 一部改正 平成 8年6月21日 一部改正 平成12年6月 9日 一部改正 平成13年6月 8日 一部改正 平成18年6月 6日 一部改正 平成20年6月 7日 一部改正 平成21年6月 6日 一部改正 平成22年6月 5日 一部改正 平成23年6月 5日 一部改正 平成24年6月 9日 一部改正 平成26年6月 7日 一部改正 平成29年6月11日 一部改正 平成30年6月10日 一部改正 令和 3年6月13日一部改正
--	---

2 栃木県PTA連合会会則施行規則（案）

新	旧
（目的） 第1条 栃木県PTA連合会会則（以下会則という。） 第34条にもとづき、会則の施行について必要な事項を定める。 （理事、公募委員の各教育事務所単位の定数） 第2条 各教育事務所単位及び教職員から選出する理事、公募委員等は次の表に掲げる定数とする。	（目的） 第1条 栃木県PTA連合会会則（以下会則という。） 第34条にもとづき、会則の施行について必要な事項を定める。 （理事、公募委員の各教育事務所単位の定数） 第2条 各教育事務所単位及び教職員から選出する理事、公募委員等は次の表に掲げる定数とする。

※下表は新旧同じ

地 区	市・町名	理 事	公募委員数	教育課題委員	情報委員	運営委員
河 内	宇都宮市	1	6	2	2	3
	上三川町	1	1			
上都賀	鹿沼市	1	2	1	1	2
	日光市	1	2			
芳 賀	真岡市	1	2	1	1	4
	益子町	1	1			
	茂木町	1	1			
	市貝町	1	1			
	芳賀町	1	1			
下都賀	壬生町	1	1	2	2	5
	野木町	1	1			
	小山市	1	3			
	栃木市	1	3			
	下野市	1	1			
塩 谷 南那須	矢板市	1	1	2	2	2
	さくら市	1	1			
	塩谷町	1	1			
	高根沢町	1	1			
	那須烏山市	1	1			
	那珂川町	1	1			
那 須	大田原市	1	2	2	2	2
	那須町	1	1			
	那須塩原市	1	3			
安 足	佐野市	1	3	2	2	2
	足利市	1	3			
指名理事（会長が指名）		10以内				
指名委員（会長が指名）				3以内	3以内	3以内
教職員		5				
各委員長（教育課題・情報・運営）		3				
合 計		43以内	44	15以内	15以内	23以内

2 市町PTA連合会（協議会）から選出する理事は、市町PTA連合会（協議会）会長とする。	2 市町PTA連合会（協議会）から選出する理事は、市町PTA連合会（協議会）会長とする。
--	--

(役員の選考基準) 第3条 会則第6条に規定する役員の選考基準は、次のとおりとする。 (1) 会長、副会長、専務理事、理事、監事は会員から選出する。ただし、専務理事は会員以外からも選出することができる。 (2) 会長は、市町PTA連合会(協議会)会長歴任者(旧郡P会長も含む)とする。 (3) 副会長は、理事の内、保護者4名、教職員2名とする。 (4) 監事は、理事の内、保護者2名、教職員1名とする。 (5) 会長・副会長・監事以外の理事は、保護者31名以内、教職員2名とする。 (6) 指名理事は、理事経験者から10名以内とする。 (役員の選出) 第4条 会則第6条に規定する役員の選出は次のとおりとする。 (1) 会長は、役員選考委員会で候補者を選出する。 (2) 副会長は、選出された理事の中から会長の推薦により決定する。 (3) 専務理事は、会長の推薦により決定する。 (4) 理事は、市町PTA連合会(協議会)会長とする。また、教育課題委員長、情報委員長、運営委員長も理事とする。 (5) 監事は、上記以外の理事の中から会長の推薦により決定する。 (6) 指名理事は、PTA会員であり、理事経験者から、会長の推薦により決定する。 (役員選考委員会) 第5条 役員選考委員会の委員は、各地区(河内、上都賀、芳賀、下都賀、塩谷・南那須、那須、安足)1名、理事経験者1名、教職員1名を選出し、会長が委嘱する。 (委員会の構成) 第6条 常置・特別委員会の構成は、次のとおりとする。 (1) 教育課題委員会 33名以内(P副会長2名、P理事15名以内、T理事1名、公募委員12名、指名委員3名以内) (2) 情報委員会 32名以内(P副会長1名、P理事15名以内、T理事1名、公募委員12名、指名委員3名以内) (3) 運営委員会 31名以内(P副会長1名、P理事7名以内、公募委員20名、指名委員3名以内) (4) 財務委員会 <u>7名</u>(会長1名、P副会長4名、T副会長2名) <u>(5) 記念事業等委員会は、会長の委嘱した者とする。</u> <u>(6) 指名委員は、PTA会員であり、委員経験者の中から会長の推薦により決定し、各委員会とも3名以内とする。</u>	(役員の選考基準) 第3条 会則第6条に規定する役員の選考基準は、次のとおりとする。 (1) 会長、副会長、専務理事、理事、監事は会員から選出する。ただし、専務理事は会員以外からも選出することができる。 (2) 会長は、市町PTA連合会(協議会)会長歴任者(旧郡P会長も含む)とする。 (3) 副会長は、理事の内、保護者4名、教職員2名とする。 (4) 監事は、理事の内、保護者2名、教職員1名とする。 (5) 会長・副会長・監事以外の理事は、保護者31名以内、教職員2名とする。 (6) 指名理事は、理事経験者から10名以内とする。 (役員の選出) 第4条 会則第6条に規定する役員の選出は次のとおりとする。 (1) 会長は、役員選考委員会で候補者を選出する。 (2) 副会長は、選出された理事の中から会長の推薦により決定する。 (3) 専務理事は、会長の推薦により決定する。 (4) 理事は、市町PTA連合会(協議会)会長とする。また、教育課題委員長、情報委員長、運営委員長も理事とする。 (5) 監事は、上記以外の理事の中から会長の推薦により決定する。 (6) 指名理事は、PTA会員であり、理事経験者から、会長の推薦により決定する。 (役員選考委員会) 第5条 役員選考委員会の委員は、各地区(河内、上都賀、芳賀、下都賀、塩谷・南那須、那須、安足)1名、理事経験者1名、教職員1名を選出し、会長が委嘱する。 (委員会の構成) 第6条 常置・特別委員会の構成は、次のとおりとする。 (1) 教育課題委員会 33名以内(P副会長2名、P理事15名以内、T理事1名、公募委員12名、指名委員3名以内) (2) 情報委員会 32名以内(P副会長1名、P理事15名以内、T理事1名、公募委員12名、指名委員3名以内) (3) 運営委員会 31名以内(P副会長1名、P理事7名以内、公募委員20名、指名委員3名以内) (4) 財務委員会 10名(会長1名、P副会長4名、T副会長2名、P監事2名、T監事1名) (5) 指名委員は、PTA会員であり、委員経験者の中から会長の推薦により決定し、各委員会とも3名以内とする。 (6) 栃木県PTA連合会70周年記念実行委員会 20名以内(会長1名、会長の委嘱した者19名)
--	--

【新】

(常置・特別委員会の所掌事項)

第7条 常置・特別委員会の所掌事項は、次の表のとおりとする。

常置・特別委員会名	所 掌 事 項
(常置委員会)	
教育課題委員会	研究大会、研修会、講演会、調査研究、教育課題
情報委員会	本会広報紙、広報紙編集講習会、本会ホームページ
運営委員会	総会、子育てセミナー等の運営、理事会の議事録作成
(特別委員会)	
財務委員会	本会事業と予算執行に関すること
<u>記念事業等委員会</u>	<u>当会の周年大会、並びに関プロ大会、日P大会の実施運営に関すること</u>

【旧】

(常置・特別委員会の所掌事項)

第7条 常置・特別委員会の所掌事項は、次の表のとおりとする。

常置・特別委員会名	所 掌 事 項
(常置委員会)	
教育課題委員会	研究大会、研修会、講演会、調査研究、教育課題
情報委員会	本会広報紙、広報紙編集講習会、本会ホームページ
運営委員会	総会、子育てセミナー等の運営、理事会の議事録作成
(特別委員会)	
財務委員会	本会事業と予算執行に関すること
70周年記念実行委員会	70周年記念事業の実施運営に関すること

附 則

この規則は、昭和55年6月7日より施行する。

改正 平成12年 6月 9日 一部改正
 平成14年 6月 7日 一部改正
 平成16年 2月17日 一部改正
 平成17年 6月11日 一部改正
 平成18年 2月17日 一部改正
 平成19年 5月26日 一部改正
 平成20年 5月25日 一部改正
 平成21年 5月24日 一部改正
 平成22年 5月22日 一部改正
 平成24年 5月19日 一部改正
 平成26年 6月 7日 一部改正
 平成27年12月12日 一部改正
 平成28年12月10日 一部改正
 平成29年 6月11日 一部改正
 令和 3年 6月13日 一部改正
令和 5年 6月11日 一部改正

附 則

この規則は、昭和55年6月7日より施行する。

改正 平成12年 6月 9日 一部改正
 平成14年 6月 7日 一部改正
 平成16年 2月17日 一部改正
 平成17年 6月11日 一部改正
 平成18年 2月17日 一部改正
 平成19年 5月26日 一部改正
 平成20年 5月25日 一部改正
 平成21年 5月24日 一部改正
 平成22年 5月22日 一部改正
 平成24年 5月19日 一部改正
 平成26年 6月 7日 一部改正
 平成27年12月12日 一部改正
 平成28年12月10日 一部改正
 平成29年 6月11日 一部改正
 令和 3年 6月13日 一部改正

3 表 彰 規 定

第1条 この規定は、P T A活動に貢献したことに対して表彰を行い、もってP T A活動の振興に寄与することを目的とする。

第2条 被表彰者は、次の者とする。

(1) 会長・副会長・監事を、前年度をもって退任した者に対して、感謝状を贈ることができる。ただし、被表彰者が、表彰前に死亡した場合は追彰するものとし、感謝状を遺族に贈呈する。

(2) P T Aの会員で功績が特に顕著な者に対して、表彰状を贈ることができる。

第3条 前条に該当しない場合には、正副会長・事務局で協議し決定する。

第4条 被表彰者は、表彰名簿に登録しこれを保存する。

第5条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規定は、平成 8 年 6 月 2 1 日より施行する。

改正 平成 1 2 年 6 月 9 日 一部改正

平成 1 7 年 2 月 1 日 一部改正

平成 2 0 年 5 月 2 5 日 一部改正

平成 2 2 年 5 月 2 2 日 一部改正

平成 2 6 年 1 2 月 1 3 日 一部改正

4 慶 弔 規 定

(総 則)

第1条 栃木県P T A連合会は、役員・事務局員の慶弔にあたり、次に定める各条により、慶弔の意を表すものとする。

(慶に関する事項)

第2条 事務局員が結婚・出産の場合には、次の祝金を贈呈する。

(2) 婚儀に際しては、祝金として10,000円を贈る。

(3) 出産に際しては、祝金として10,000円を贈る。

配偶者の出産に際しても、祝金として10,000円を贈る。

(弔に関する事項)

第3条 役員・事務局員が死亡したときは、次の香料等を贈る。

(2) 正副会長・監事が死亡の場合、10,000円と花輪等を贈る。

(3) 事務局員が死亡の場合、10,000円を贈る。

(4) 正副会長・監事・事務局員の父母・配偶者・子死亡の場合、5,000円を贈る。

第4条 各種団体関係者、もしくはその家族の死亡にあつては、必要に応じ正副会長・監事・事務局で協議の上、弔意を表す。

(病気・疾病に関する事項)

第5条 正副会長・監事・事務局員が負傷・病気により、20日以上入院の時は、5,000円の見舞金もしくはこれに相当する物品を贈り、本会代表者が見舞う。

第6条 正副会長・監事・事務局員が、火災・自然災害等を受けたときは、協議の上、見舞金を贈る。

(改 廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規定は、平成 8 年 6 月 2 1 日より施行する。

改正 平成 1 2 年 6 月 9 日 一部改正

平成 2 0 年 5 月 2 5 日 一部改正

平成 2 8 年 1 2 月 1 0 日 一部改正

栃木県PTA連合会 個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、栃木県PTA連合会（以下「本会」という。）が取得し、保有する個人情報の適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）及び本規程に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

(定義)

第3条 この規程に用いる文言の定義は、個人情報保護法に基づくものとする。

第2章 運用

(周知)

第4条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料又は通知など適宜の方法により会員に周知しなければならない。

(責任者及び管理者)

第5条 本会における個人情報の責任者は会長とし、管理者は専務理事、副会長及び事務局員とする。

(取扱者)

第6条 本会における個人情報の取扱者は、理事及び監事、顧問とする。

(秘密保持義務)

第7条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

(取得方法)

第8条 個人情報を取得する際は、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示することとする。

(取得情報)

第9条 本会が取扱う個人情報及びその利用の同意については、会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 会員の氏名・連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日）
- (2) 会員が養育している児童・生徒の氏名、通学先、学年
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

(利用目的)

第10条 取得した個人情報は次の目的のために利用する。

- (1) 本会の活動に必要な連絡網及び名簿の作成
- (2) 各種行事の案内
- (3) 資料及び書類の送付
- (4) 役員選考等に関する手続き
- (5) 栃木県PTA新聞等広報媒体への掲載
- (6) 表彰に関する事項
- (7) 栃木県PTA教育振興会PTA活動補償制度に関する手続きに必要な事項
- (8) 栃木県PTA小・中学生こども総合補償制度に関する手続きに必要な事項
- (9) 本会活動の諸連絡

(利用目的による制限)

第11条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

(管理措置)

第12条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者又は取扱者が鍵付きの部屋等に保管し適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄しなければならない。

(保管)

第13条 個人情報データベースは、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管しなければならない。

2 個人情報を持ち出す場合は、電子メールでの送信を含め、パスワードをかけるなど適切に取扱わなければならない。

(第三者提供の制限)

第14条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者へ提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- (3) 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供にかかる記録の作成等)

第15条 個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第16条 第三者から（第13条第1項から第4項及び県、市町村を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第17条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加又は削除を求められた場合は、法令に沿ってこれに応じなければならない。

(漏えい時等の対応)

第18条 個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告しなければならない。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第3章 補則

(規程の変更及び廃止)

第20条 この規程の変更または廃止は、理事会の決議によるものとする。

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いについて必要な事項は、理事会にて決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年6月13日から施行する。